



シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドがナガワ<9663>株式の大量保有報告書を提出



ナガワ<9663>について、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドが3月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「純投資及び状況に応じて重要提案行為を行うこともありうる」によるもの。

報告書によると、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドのナガワ株式保有比率は、15.45%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年2月26日。